

駅業務日誌への中傷・誹謗の書き込みを止めろ

新幹線三河安城駅の駅業務日誌に、東海労組合員への中傷・誹謗が書かれていた問題で、東海労名古屋地本は6月22日「申13号」として東海鉄事に対し①事実関係を明らかにすること。②個人名入りの記載を直ちに止めさせること。③業務日誌に社員個人を評価する記載をさせないことなどを求め申し入れを行ってきました。

7月27日、会社はこの申し入れに対し、「付議事項には当たらない」と業務委員会を開催しないと伝えてきました。

「事実でないこと」や「業務中の些細な出来事をことさら悪く書き入れる」などの記載が名前入りで日常的に書かれるということは、個人への人権侵害であると共に、そのことを放置している会社も人権侵害を行っていると考えます。

中傷・誹謗がなくなった

しかし、会社はこのやりとりの中で「職場（三河安城駅）で何か変化があったか聞いていないか」と伝えてきました。地本は人権侵害が行われた組合員に最近の動向を調査したところ、「実名入りの書き込みはなくなった」「特定の社員からの書き込みはなくなった」ということが判明しました。つまり、会社は公の文章に個人の中傷・誹謗を書くことは問題があるから指導したと思われる。

職場荒廃の原因は主任レポート

私たちは、このような職場の荒廃は、会社が主任レポートを書かせることによりこの現実が現れたと考えます。つまり社員が、社員を監視し合う制度を導入した結果が、このような人権侵害を、生み出した原因であるということです。

私たちは、社員同士が監視をせず、明るく働ける職場を作るために進んでいきます。